無線操縦航空機の使用における規定

1. 全般

- 1.1 ラリー北海道における無線操縦航空機(以下ドローン)を含む全ての航空機の使用は、原則としてこれを禁ずる。ただし、事前にオーガナイザーに撮影の申請を行ない、許可を受けた場合は飛行および撮影を認める。申請対象空域はスペシャルステージ、サービスパーク、リグループエリア等のラリー競技が行われる場所及び付帯イベント会場の周辺 500m 以内とする。
- 1.2 オーガナイザーは提出された飛行申請を審査した上で、問題無い場合に限り飛行を認める。

2. 前提条件

ドローンの飛行を希望するメディアは、以下を満たさなければならない。

- タバードメディアとして承認を受けること。
- 全日本ラリー選手権及び同等のドローン運用技量を要求されると認められるラリー競技会に於いて、3回以上の操縦経験を保有していること。
- 自らと利用する機体の組み合わせに於いて有効な損害保険(目安として対物及び対人 の保険金額が1億円以上)の契約を有していること。
- 3. 申請と審査ドローンの飛行を希望するメディアは、ラリー北海道へのメディア登録申請と同時に、以下の書類を大会事務局まで提出(飛行申請)しなければならない。「無線操縦航空機(ドローン)の飛行及び撮影申請書」
 - 「撮影のための無線操縦航空機使用に関する誓約書」(署名・捺印のうえ、原本は郵送すること)
 - 無線操縦航空機の使用にかかる損害保険(通称:ドローン保険)の保険証の写し
 - 3.2 メディアオフィサーは飛行申請を精査し、メディア登録の審査結果と共に審査結果を通知する。
 - 3.3 申請者はメディアブリーフィングの前日までに飛行計画書をメディアオフィサーに提出すること。
 - 3.4 メディアオフィサーは申請者に対しメディアブリーフィングまでに飛行計画の可否を伝える。 可の場合のみ飛行許可が出される。
 - 3.5 飛行計画書を提出し許可された場所以外での飛行はいかなる場所においても飛行は認められない。
 - 3.6 飛行申請が不許可となった場合、オーガナイザーはこの理由を開示する義務を負わない ものとする。

4. 許可条件

- 4.1 飛行に当たっては、本規定の他、航空法、国土交通省の発行する関連ガイドライン、当該自治体の条例等(ある場合)法令を遵守すること。
- 4.2 選手関係者、観客、地域住民その他の安全や競技、イベントのスムーズな運営の為に一

旦与えた飛行許可を変更或いは取り消す場合がある。この場合は理由を問わず従わなければならない。また、この変更又は取り消しに起因する損害については、オーガナイザーはこれを負わないこととする。

- 4.3 オフィシャルの指示には必ず従うこと。
- 4.4 選手および関係者、オフィシャル、観客等対象を問わず、また、直接及び間接を問わず、他人に損害を与えた場合、または与えた可能性がある場合、および損害賠償の争議が発生した場合、その責は全て操縦者が負うものとする。承認を受けた操縦者以外が操縦していた場合は、当該機体の責任者として登録された者が操縦者に代わり賠償責任を負うことする。
- 4.5 損害を受けた者がオーガナイザー又は大会組織委員会に対して損害賠償を求めた場合、 これらに代わって操縦者が全ての賠償責任を負うこととする。
- 4.6 飛行においては撮影意図の有無を問わず、周囲のプライバシーに配慮すること。
- 4.7ドローンの機体自体に発生した損害については、理由の如何を問わずオーガナイザー、 選手関係者、土地財物所有者、一般観客等相手を問わず求めないこととする。機体及び 付属物に対する損害賠償請求権はこれを放棄する。
- 4.8 使用する機体は事前申請にて登録した個体で、日本国内での飛行が認められているものとし、電波出力の増大等不正改造が行われていないものでなければならない。
- 4.9 機体及び付属装置はよく整備し、使用する際は常に万全の状態としなければならない。 許可されていない操縦者が使用することのないよう万全の注意を以て管理すること。
- 4.10 飛行可能個所はメディアポイント周辺に限る。
- 4.11 撮影された映像の版権はオーガナイザーに帰する。また、オーガナイザーが求めた場合、機体の責任者は撮影した映像を提出しなければならない。
- 4.12 オーガナイザーが撮影した映像の使用を禁止した場合、例外無く、禁止された映像を使用する事は出来ない。

5. 禁止事項

観客等人間の頭上を飛行してはならない。

コース(路面)直上は飛行してはならない。ステージを横切る場合は 0 カー通過前か、スイーパーの通過後とする。機体のトラブル(バッテリー切れ等)でやむを得ず競技中にコースを横切る場合はラリーカーの通過後とし、競技中の車両の前方視界を横切るようなことは絶対に行わないこと。その際、機体が競技車両の走行や安全に影響を及ぼすことがあってはならない。

6. その他

飛行許可はメディアオフィサーと競技長が審査の上、最終的な可否は競技長が決定する。 この規約に定めのない事柄については、競技長およびメディアオフィサーが判断することとする。この2者の間で相違がある場合は競技長の判断が優先される。

以上